

**「山形県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例」及び
「山形県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例施行規則」
の制定についての意見募集の予告**

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定により、児童相談所長は児童虐待のおそれがあるとき等に、適当な者に委託し、その児童を一時保護させることができますが、一時保護委託先の基準はこれまで規定されていませんでした。

このたび、同法が一部改正され、一時保護委託の登録制度が創設され、登録にあたっての基準は、一時保護委託者の登録等に関する基準（令和 8 年内閣府令第 16 号）をもとに条例で定めることとされました。

そこで、「山形県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例」及び「山形県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例施行規則」の制定を予定しています。

この制定（案）がまとめ次第、下記の時期に本ホームページ上で、パブリック・コメントを実施する予定ですので、事前にお知らせいたします。

改正（案）に対する皆様の御意見、御提案をお寄せください。

記

1 意見募集の予定時期

令和 8 年 7 月上旬頃

2 問合わせ先

山形県しあわせ子育て応援部こども家庭・母子保健課 児童養護係

電話 023-630-2259